

第4章 分野別の基本方針〈全体構想〉

1 土地利用

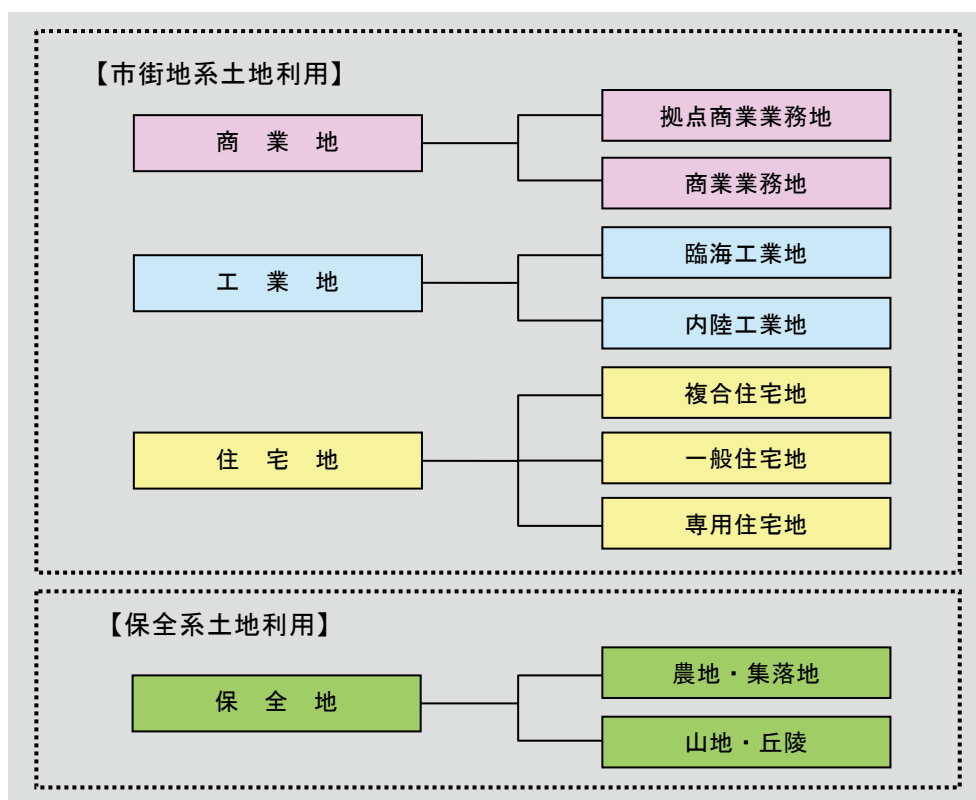
(1) 基本的な考え方

都市の機能性、持続性及び利便性の向上を目的として、既存の都市機能の活用や充実により既成市街地における多様な都市機能の集積を図るため、多核連携型の都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

主要用途の配置に当たっては、自然環境との調和や地域の特性に留意し、市域の土地利用を、大きく市街地系土地利用と保全系土地利用とに区分して適正に配置します。

なお、人口の現状維持を基本的な課題とし、人口増加が見込めない上での市街化区域の整備、整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

■ 土地利用の区分

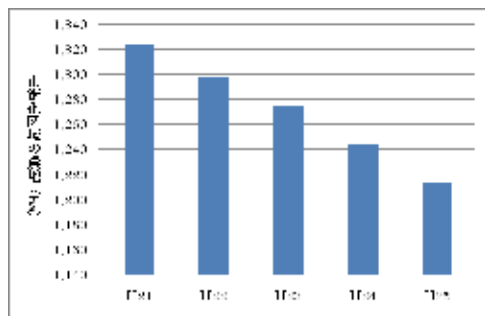


① 市街地系土地利用

都心部における高次都市機能の集積を図るとともに、地域核等における日常生活に必要な施設、サービス等の充実を図るため、その担い手となる民間活動の誘導を図ります。また、活力ある産業を創造、育成するとともに、これらと調和した良好な居住環境の創出を目指します。

そのためには住宅の専用化など土地利用の純化を基本としながらも、地域によっては混在や融合といった複合的な土地利用を許容し、機能的な都市活動の確保を図ります。

市街化区域内の農地については宅地化が進んでおり、今後も計画的な市街化を促進します。



▲市街化区域内の農地面積 (ha)

【固定資産税データより】

② 保全系土地利用

豊かな自然環境や優良農地を保全し、農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とした上で、集落の維持・活性化等を図るため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 基本となる土地利用

① 商業地

ア 拠点商業業務地

- ・ 姫路駅周辺のおおむね内環状線に囲まれる区域を、広域的な拠点商業業務地として位置付けます。
- ・ J R 姫路駅南北で中心市街地区域（約210ha）を設定し、播磨の中心にふさわしい都心として再生を図ります。
- ・ J R 野里駅、山陽飾磨駅・網干駅の周辺については、地域の拠点商業業務地として位置付けます。



▲ J R 姫路駅北

イ 商業業務地

- ・ J R 姫路駅北側の拠点商業業務地の周辺、上記以外の主要鉄道駅周辺、主要幹線道路沿道を商業業務地として位置付けます。

② 工業地

ア 臨海工業地

- ・ 海岸線（国道250号）と並行する緩衝緑地以南を臨海工業地として位置付けます。
- ・ 大規模事業所の跡地を、既存工場等の移転や新たな企業立地のための産業用地として位置付けます。



▲ 姫路港

イ 内陸工業地

- ・ 内陸部での工業用途の集積が高い区域を内陸工業地として位置付けます。

③ 住宅地

ア 複合住宅地

- ・おおむね中環状線に囲まれる区域、商業地に隣接する住商併存地、地場産業や軽工業と住宅が共存する職住近接型の住宅地、運動施設等が集積する区域を複合住宅地として位置付けます。

イ 一般住宅地

- ・住宅地としての土地利用を基本としながら、商業系用途等との混在も許容する住宅地を一般住宅地として位置付けます。

ウ 専用住宅地

- ・住宅地として専用度の高い区域で、戸建住宅を中心とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地を専用住宅地として位置付けます。
- ・なお、市街化調整区域であっても、既存の住宅団地及び比較的規模の大きな集落を含んで農業的土地利用がなされている区域については、専用住宅地として位置付けているものの、無秩序な市街地の拡大を誘導するものではなく、当面は住環境等の保全を行うものです。
- ・今後は、地区計画制度の活用を図り、計画的な都市施設配置や面的整備事業による基盤整備の実施について、関係機関と調整を了した地区において、住宅市街地の形成を図ることとします。



▲住宅地風景

④ 保全地

ア 農地・集落地

- ・既存集落におけるコミュニティの維持を基本としつつ、農業の振興を図る区域です。農業基盤整備の推進により農用地としての土地利用を促進し、あわせて集落における生活環境の改善を図ります。
- ・市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



▲田園風景

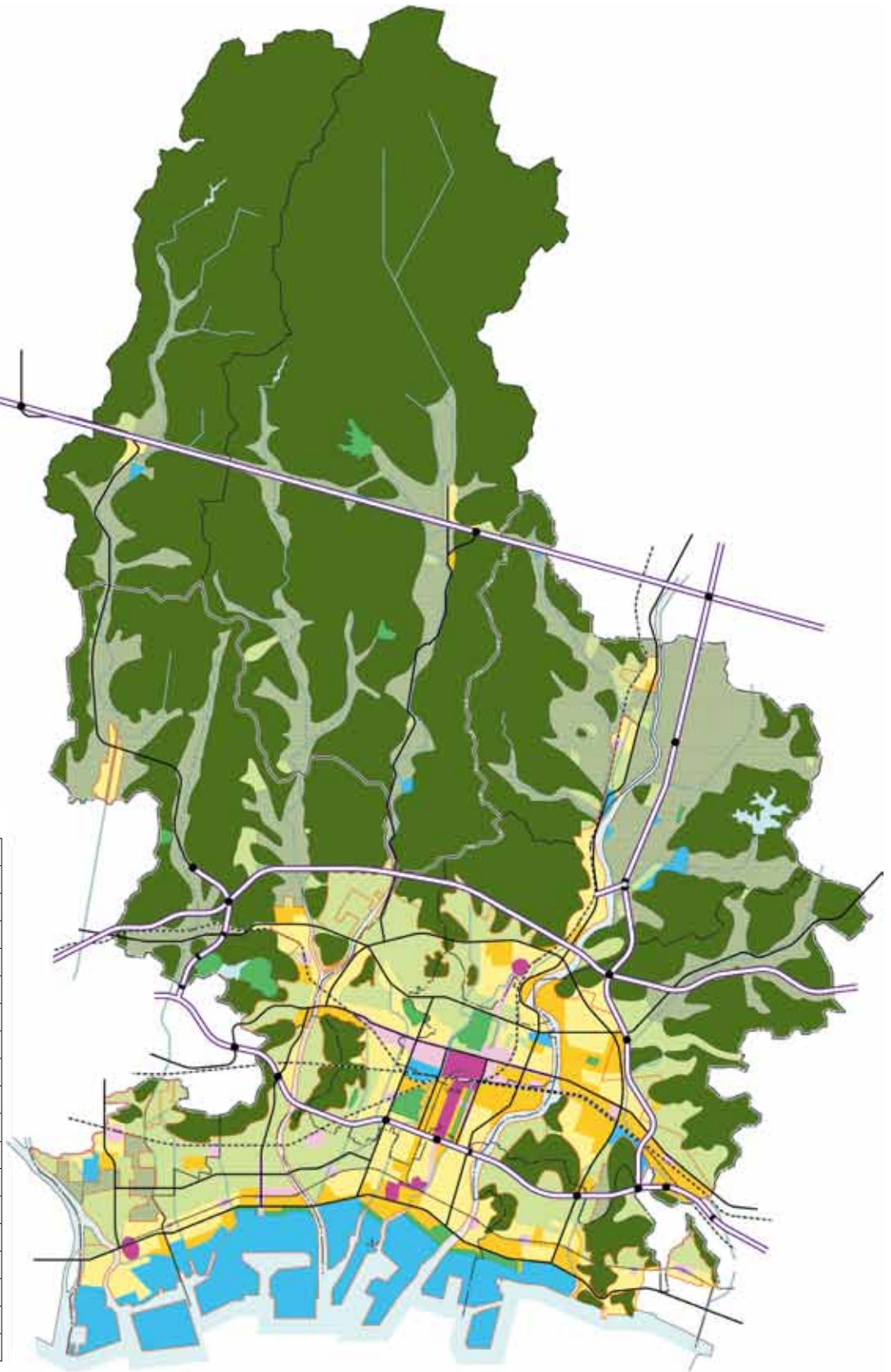
イ 山地・丘陵

- ・市域北部の山地、丘陵や市街地を取り囲む丘陵、市街地内に点在する独立丘陵、海浜・島しょ地域を対象とします。山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度を活用し、豊かな自然環境の適正な保全、管理を図りながら、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地としての活用も図ります。
- ・土砂災害等の災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や災害防止のための対策を講じます。
- ・海浜・島しょ地域においては、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地としての活用を図ります。



▲山地・丘陵風景

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
土地利用	拠点商業業務地
	商業業務地
	工業地
	複合住宅地
	一般住宅地
	専用住宅地
	農地・集落地
都市施設	山地・丘陵
	道 自動車専用道路
	路 幹線道路
	公園 主要公園・緑地・墓園
	河 一級・二級河川
	川 水 辺
	鉄 道 J R 線
	山陽電鉄



■ 基本となる土地利用図

（３）市街化調整区域におけるまちづくり

① 基本的な考え方

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として位置付けられていますが、一方で人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの弱体化等により、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、市街化調整区域の「市街化を抑制する区域」という本来の性格を変えない範囲で、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。

② これまでの市街化調整区域でのまちづくりの歩み

本市の市街化調整区域においては、下記に代表されるような事業が行われてきました。

➤ 香寺町土師

集落地域整備法に基づく田園居住区整備事業という全国的にも例が少ない土地区画整理事業の手法を用い、営農条件との調和を図りながら良好なまちづくりの基盤を築きました。

【活用手法（田園居住区整備事業）】

市街地の周辺地域において、地域の特性にふさわしい良好な居住環境が確保された田園居住区の整備を推進するために実施されます。（ただし、本事業制度については、平成 16 年度に廃止されています。）



➤ 別所町北宿

街なみ環境整備事業を導入し、地域住民と協働してまちづくりをおこない、街づくり協議会を中心とした道路拡幅整備事業や、自治会を中心とした公園作りワークショップ、子供会を中心とした陶板モニュメントワークショップ等を展開しました。

【活用手法（街なみ環境整備事業）】

市町村等が「街なみ環境整備方針」を策定し、地区住民は「まちづくり協定」を締結し、市町村等が「街なみ環境整備事業計画」を策定します。協定、計画に基づいて市町村等や地区住民が行う地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等に対して支援が行われます。



拡幅前

拡幅後

➤ 城見台ほか

旧住宅地造成事業法による開発によって、当時の人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市やその周辺の地域において、相当規模の住宅地の造成に関する事業が行なわれる場合に、災害の防止及び環境の整備のため必要な規制を行ない、良好な住宅地の造成が行われました。



➤ サバービア豊富

姫路市北部地域の活性化の拠点づくりを目指した、本市の大規模開発プロジェクトです。ゆとりある敷地計画と、自然の潤いを豊かに演出する公園・植栽計画をベースに、人にやさしいユニバーサルデザインを徹底することにより、魅力ある快適なまちが整備されました。

また、地区計画を策定し、周辺の山や川など緑豊かな自然環境との調和を図った住環境の形成を図っています。



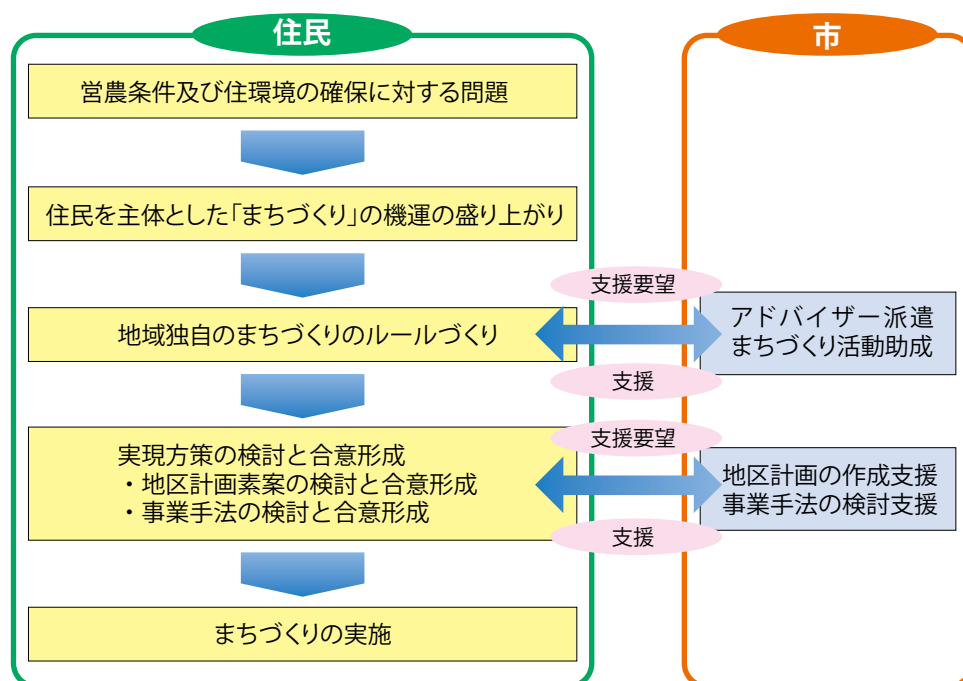
③ 対象区域

市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るため、土地利用を誘導、整序する区域を位置付けます。この区域では、地域住民が主体となって策定する地区計画等により、地域の活力の誘導や居住環境の保全を図り、地域の実情に応じたまちづくりを推進します。

区域	活用目的
インターチェンジ・ランプ周辺	インターチェンジ及びランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。
鉄道駅周辺	駅の徒歩圏において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導するもの。
既成住宅開発区域等	既に宅地開発され良好な居住環境が形成されている区域や公共公益施設跡地において、その居住環境の保全や周辺環境との調和を図るもの。
既存集落	特別指定区域制度の創設や開発許可制度の弾力的運用により、周辺環境と調和した適切な建築・開発行為を誘導し、住環境の改善と既存コミュニティの維持を図るもの。

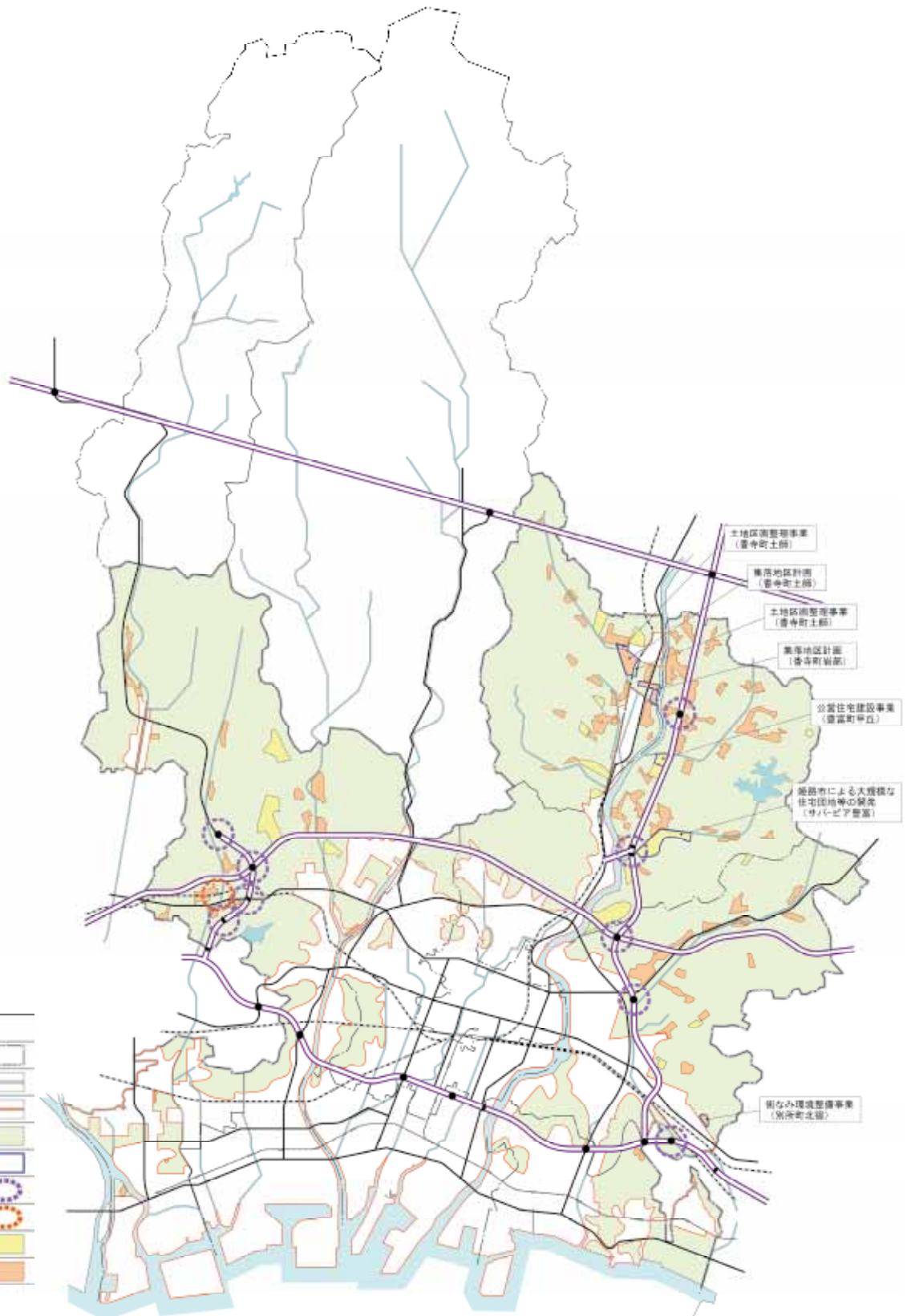
④ 住民主体のまちづくりのイメージ

地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを推進するためには、地域住民の主体的な取組が不可欠となります。市は、アドバイザー派遣やまちづくり活動助成等により、住民主体のまちづくりへの取組を支援していきます。



▲住民主体のまちづくりのイメージフロー

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	
主なまちづくりの取組	
インターチェンジ・ランプ周辺	
鉄道駅周辺	
既成住宅開発区域等	
既存集落	



■ 市街化調整区域のまちづくり

2 交通

（１）基本的な考え方

文化交流活動、経済活動の活発化や生活圏の拡大に伴う「人の動き」や「物の流れ」に対応し、より円滑で快適な交通を確保するため、国際物流や国際観光にも対応できる広域的な交通網の構築を図るとともに、地域生活圏間や都心部との連携と地域生活圏における市民生活の質の向上を促進するため、公共交通網や幹線道路網からなる総合的な交通体系の充実を図ります。

特に、本市では自家用車が日常生活に欠かせない交通手段となっていますが、これからの交通を考えるに当たっては、環境負荷の低減や高齢者等の交通弱者に配慮した移動手段の確保が不可欠となっています。そのため、公共交通の利便性の向上や豊かな公共空間を生み出す道路整備、高齢者や障がい者等が安心して通行できる歩道整備、安全で快適な自転車の利用環境の創出など、人と環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

また、自動車交通の円滑化を図るため、都市計画道路等の幹線道路については、ＪＲ姫路駅周辺の鉄道高架を契機とした交通量の変化や交通渋滞等の状況、都市づくり全体との関連を踏まえながら、重点的かつ効率的な整備を推進します。

（２）公共交通

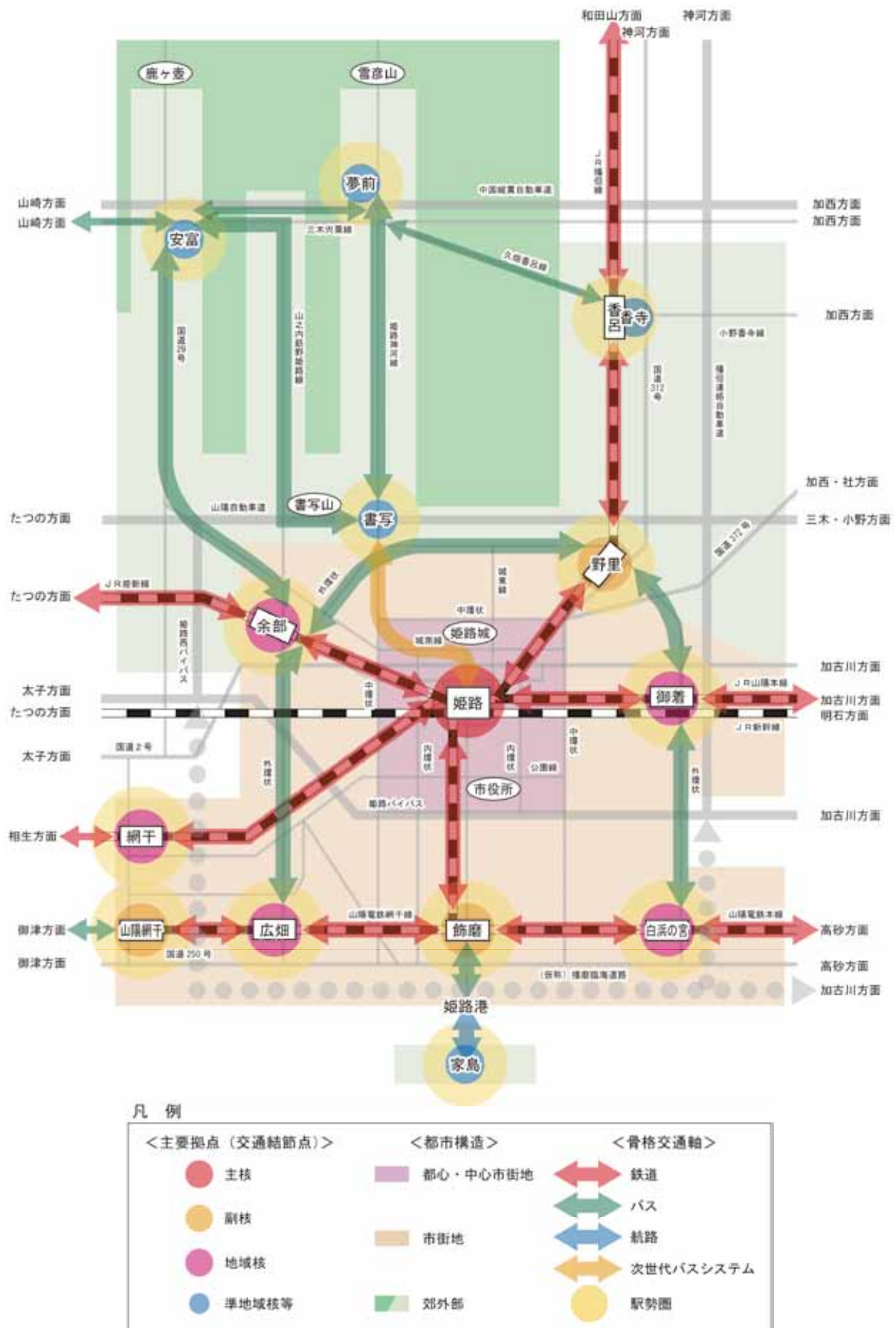
① 公共交通ネットワークの基本構成

地域生活圏における拠点地区と都心部及び地域生活圏間相互を結ぶ公共交通を骨格となる将来の公共交通ネットワークと定義します。

骨格となる将来の公共交通ネットワークは、放射状の鉄道・バス路線、姫路港と家島を結ぶ航路に加えて、環状のバス路線と乗換えしやすい交通結節点で構成します。

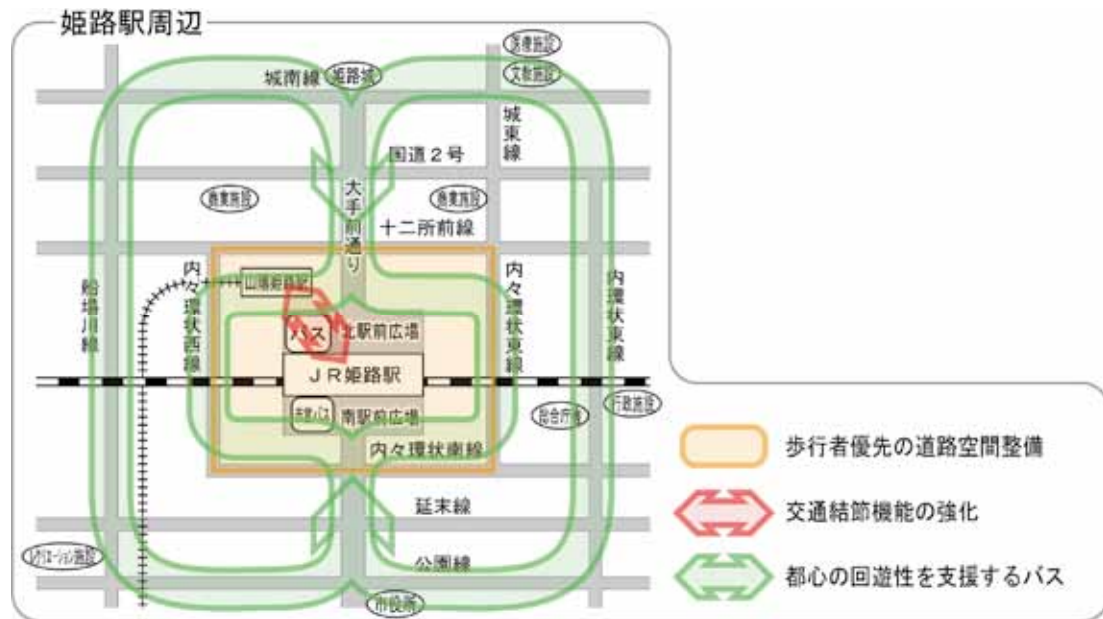
また、姫路駅周辺においては、過度の自動車の流入を抑制し、交通結節機能の強化や歩行者優先の道路空間の整備を進めるとともに、都心部の回遊性を向上させる公共交通の導入を図ります。

■ 骨格となる将来の公共交通ネットワーク



出典：公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 基本計画編（平成 25 年 4 月）

■ 骨格となる将来の公共交通ネットワーク(姫路駅周辺)



出典：公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 基本計画編（平成 25 年 4 月）

② 公共交通の利便性向上

ア 鉄道

- ・ 駅間距離の長い J R 山陽本線の御着駅～姫路駅間及び姫路駅～英賀保駅間における新駅の設置を促進し、鉄道へのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 山陽飾磨駅周辺地区において、幹線道路の整備等による交通環境の改善を図るとともに、駅舎の近代化や車両基地の移転等についても検討を進めます。
- ・ 山陽電鉄網干線については、現状のサービス水準の維持を図るため、沿線住民とともに活性化に取り組みます。
- ・ 駅施設のバリアフリー化を促進するなど総合的な利便性の向上を図るとともに、J R 播但線や J R 姫新線では、運行本数の増加や車両の増結等による輸送力の強化を促進します。
- ・ 多核連携型都市構造を推進するため、公共交通ネットワークの核となる市内の既存駅及び新駅周辺の整備を図ります。

イ バス

- ・ バス優先レーンの設置や公共車両優先システムの導入等による書写付近～姫路駅間の定時性、速達性を高めるなど、姫路駅を中心とする放射状路線の機能強化に加えて、山陽白浜の宮駅、J R 御着駅・野里駅・余部駅、山陽広畑駅、（仮称）書写バスターミナル、文教・医療施設等への移動を円滑に行うため、外環状道路を中心とした環状バス路線の段階的な導入を促進します。
- ・ 安富・夢前・香寺地域の地域間連携を強化し、北部 3 町で J R 播但線が活用できる環境を整えるため、これらの地域間を連絡するバス路線の導入を促進します。

- ・公共交通空白・不便地域においては、地域住民、交通事業者など多様な地域関係者と連携しながら、コミュニティバスの導入など生活交通の維持、確保に向けた取組を推進します。
- ・姫路駅周辺においては、都心の回遊を支援する城周辺観光ループバスの充実や都心循環バスの導入を促進します。

ウ 海上交通

- ・姫路港と家島を結ぶ海上交通については、現状のサービス水準を維持しつつ、陸上交通との連携強化を図ります。

③ 交通結節機能の強化

- ・交通結節点となる鉄道駅、地域事務所周辺、旅客船・バスターミナルでは、バスの乗り入れやパークアンドライド、サイクルアンドライドの導入等を進め、公共交通の乗換えや乗継ぎの利便性を高めます。
- ・公共交通機関が集中するＪＲ姫路駅の周辺においては、北駅前広場の整備に続いて南駅前広場の整備を推進し、バリアフリー化、駐車場や駐輪場の適正配置等による交通結節機能の強化を図ります。
- ・都心部に向かう放射状道路の混雑を緩和する効果が期待できるおおむね外環状道路以遠の鉄道駅や（仮称）書写バスターミナル、夢前・安富地域事務所において、パークアンドライドを重点的に推進します。

④ 海上輸送機能の強化

- ・姫路港の最寄りの鉄道駅となる山陽飾磨駅に路線バスを接続し、バスから鉄道への乗換えを促進することによって、港から姫路駅までの移動の速達性向上を図ります。
- ・姫路港広畑地区では、船舶の大型化やコンテナ化に対応できる公共岸壁の整備等を促進します。
- ・各埠頭を結ぶ臨港道路の整備による港湾交通の円滑化を図ります。

（３）道路

① 道路ネットワークの基本構成

本市のように周辺地域から自動車交通が多く集まり、広い市域で都市化が進行する地域では、都心部等へ向かう放射道路に集中する自動車交通や都心部を通過する自動車交通の分散を図るため、環状と放射状の道路を組み合わせた道路ネットワークの構築が効果的です。そのため、本市の幹線道路ネットワークは、内・中・外環状の3環状道路と10の放射道路からなる幹線道路網を骨格として構成します。

■ 幹線道路ネットワークの基本構成



② 幹線道路網の整備

- ・播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路網の早期実現を促進します。
- ・播磨臨海地域道路網の整備とあわせて、高規格な幹線道路による格子型道路網の形成を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線や国道29号姫路北バイパスの建設を促進します。
- ・地域生活圏間や都心部との交流、連携を促進する放射道路において、恒常的に発生している交通渋滞の解消を図るため、環状道路や放射道路等の整備を推進します。
- ・地域住民の利便性向上や観光の振興、災害発生時における緊急輸送路の代替ルートの確保等を図るため、中国縦貫自動車道におけるスマートインターチェンジの設置を促進するとともに、そのアクセス道路の整備を推進します。

③ 豊かな公共空間を生み出す道路整備

- ・幹線道路は都市においてネットワークを形成する公共空間であり、多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮など、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- ・ＪＲ姫路駅から世界文化遺産姫路城への魅力ある眺望を確保し、城と調和した風格あるまちなみを形成するため、大手前通りの再整備を図ります。

④ 高齢者や障がい者等が安心して通行できる歩道整備

- ・都市計画道路の整備にあわせて、有効幅員を確保した歩道等の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取組として、高齢者をはじめすべての人が安全で活動しやすい歩道の整備を図ります。
- ・高齢者、障がい者等が日常的によく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等への移動経路となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。

⑤ 駐車対策

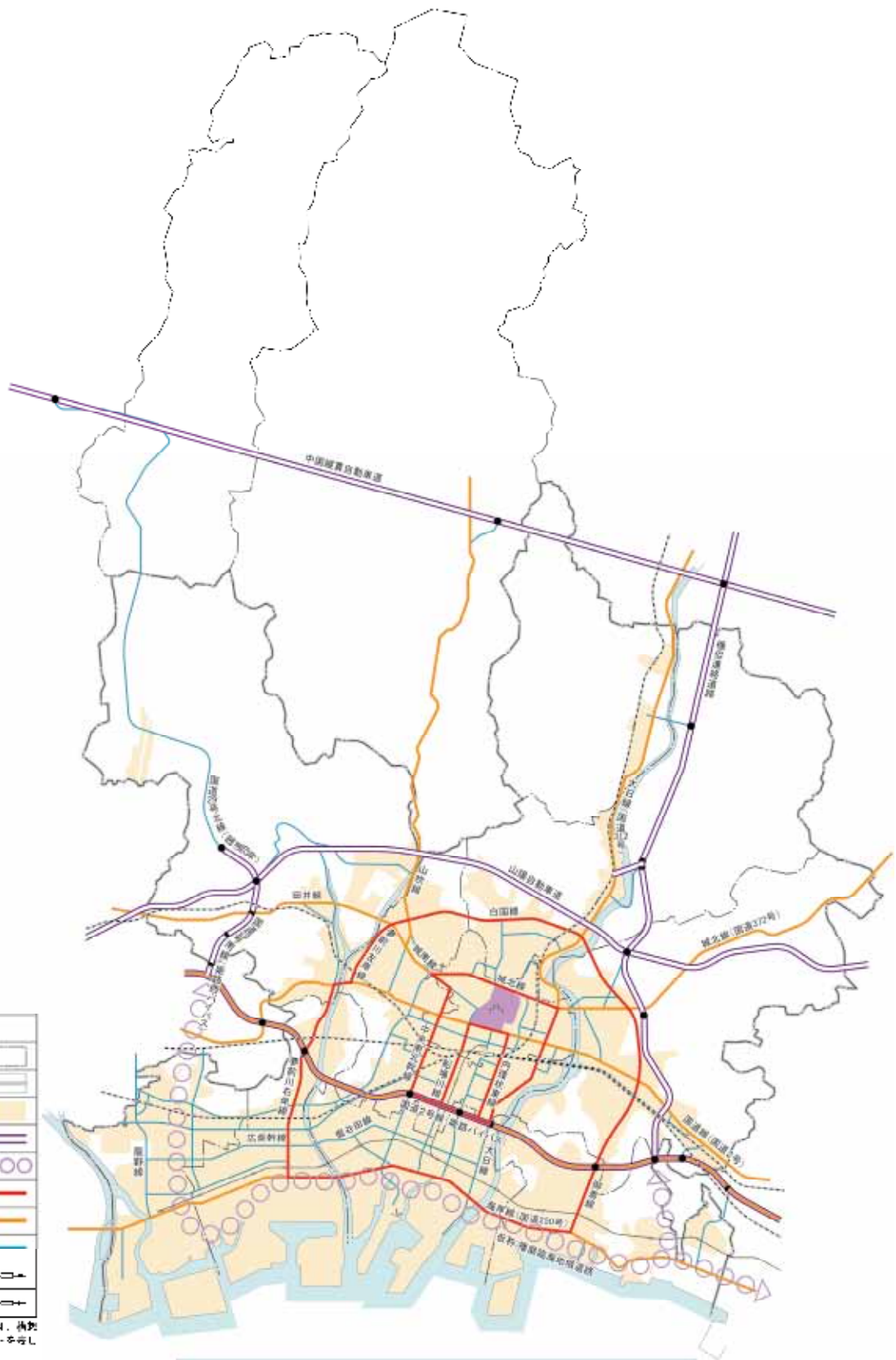
- ・本市が目指す公共交通中心の交通体系への転換、さらにＪＲ姫路駅周辺地区のまちづくりの進捗等を踏まえ、駐車場整備計画や都市計画駐車場など都心部における駐車対策の見直しに取り組みます。

⑥ 都市計画道路網の見直し

- ・本市の都市計画道路の整備率は約65％（平成26年3月31日現在）であり、長期未整備の道路が多く残っています。将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画道路の廃止を含めた都市計画道路網の見直しを行います。

凡 例	
地域ブロック	
都市計画区域	
市街化区域	
道 路	自動車専用道路
	自動車専用道路(構想)
	幹線道路(環状道路)
	幹線道路(放射道路)
	幹線道路(その他)
鉄 道	JR線
	山陽電鉄

- 注1 自動車専用道路については、将来
整備のため、暫時的にレーンを変更し
た上で対応する。
- 注2 幹線道路の整備は以下のとおりです。
① 環状道路、放射道路が
ネットワークを形成する道路
② 公共施設、商業施設、学校、
インターチェンジアクセス道路
③ 主要幹線道路に接しない道路、環状
幹線道路、は幹線道路のネットワーク
に属していません。



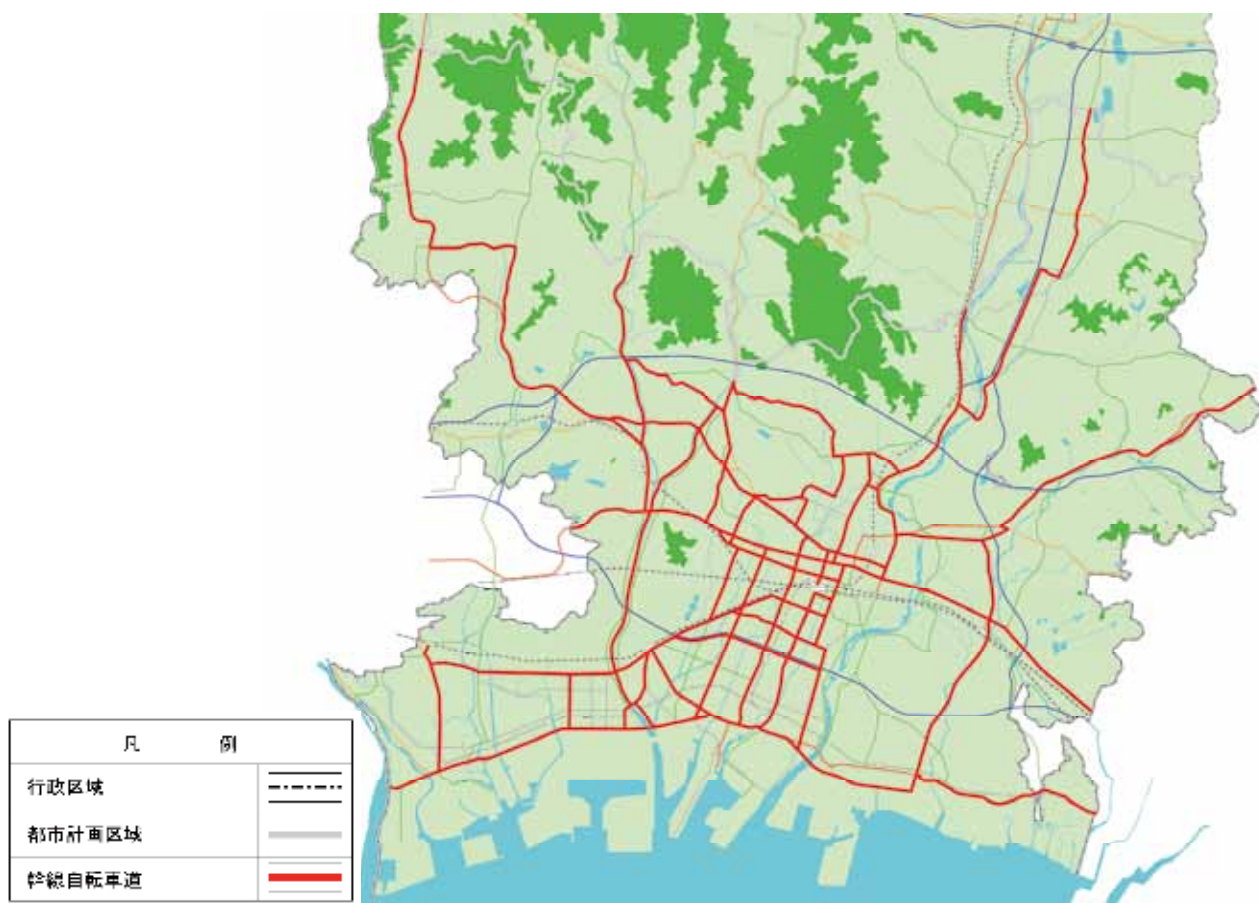
■ 幹線道路ネットワーク

（４）自転車利用環境

① 自転車ネットワークの形成

- ・環境負荷の小さい交通手段等として自転車の利用を促進するため、歩行者と自転車が共存した安全で快適に通行できる空間や駐輪場を確保することにより、自転車利用環境の改善を図ります。
- ・幹線自転車ネットワークを中心に、自転車レーンの整備や既存の自転車歩行者道の再整備など地域の特性に応じた自転車通行空間の整備を図ります。

■ 幹線自転車ネットワーク



出典：姫路市自転車利用環境整備計画（平成 17 年 3 月）

② 放置自転車対策

- ・収容台数が不足している鉄道駅を中心に駐輪場の整備を図ります。商業施設等に起因する放置自転車の多い都心部においては、駐輪場の付置義務制度を検討するなど、民間事業者と連携しながら駐輪スペースを確保するための取組を進めます。
- ・鉄道駅周辺等における自転車等の放置防止に関する啓発活動や放置自転車等の撤去を実施することにより、自転車利用のマナー向上を図ります。

③ コミュニティサイクルの導入

- ・中心市街地の活性化や回遊性の向上を図るため、公共交通で都心に訪れた際の二次的な交通手段として、姫路駅周辺におけるコミュニティサイクルの導入を検討します。

3 水と緑

（１）基本的な考え方

本市には、世界文化遺産姫路城をはじめとする歴史的遺産が数多く残されています。また、市街地を包み込むように広がる山間・丘陵地域、市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川、瀬戸内海に浮かぶ家島諸島、自然海岸が残る小赤壁周辺、市街地周辺の田園地域、播磨風土記にも記されている市街地に点在する独立丘陵など特色ある自然に恵まれています。これらの緑は、歴史的遺産であるとともに姫路らしさの原質であり、訪れる人々を和ませ、市民の誇りともなっています。

緑は、都市環境の改善、災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場等として、市民生活を様々な形で支えています。近年、地球環境や生物多様性等に対しても市民や企業の関心が高まり、地球規模の問題から身近な緑に関するものまで緑の重要性がますます意識されるようになっていきます。今後は、市民、企業等と連携、協力しながら緑を守り、育て、新たな緑を創り出していくことが求められています。

本市では、「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」を目指した緑の将来像を定め、市民の共有財産である自然環境と歴史的遺産を保全して次世代へ継承するとともに、これらの資源を核として、多様な交流を育みながら緑豊かな都市環境の創造を図ります。

（２）水と緑の配置（緑の将来像）

本市では、「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」を目指した緑の将来像を次のように定めます。

① ゾーン区分

ア 山のゾーン

- ・市街地ゾーンを取り囲む丘陵地から連なる自然に恵まれた森林を中心としており、特に、雪彦山山頂付近は雪彦峰山県立自然公園第1種特別地域に指定されるなど貴重な自然環境を有しています。水源かん養や土砂災害の防止など優れた環境保全機能を有していることから保全を基本とした取組を進めます。

イ 里のゾーン

- ・森林と農地が混在する区域で、里山林と農地が一体となった良好な田園環境が広がっていることから、森林が有する多面的機能を維持しつつ、人と自然との共生を図ることが重要であり、田園環境の保全や里山林の保全・活用を進めます。

ウ 街のゾーン

- ・保全を基調とした整備方針への転換や限られた財源の中、公園緑地の効率的な整備を進めるため、未整備となっている都市計画公園・緑地の見直しや身近なオープンスペ

ースの確保を進めます。

- ・市街地部では、市街化の進行等により新たな公園緑地等の確保が困難となっていることから、公共施設や民有地の緑化等により身近な緑の創出を進めます。

エ 臨海・産業ゾーン

- ・工場等の産業活動との調和を図りながら、敷地内緑化や敷地外の緑化施策への協力を進めます。
- ・長期末整備の緩衝緑地については、産業構造の変化や公害防止の役割を踏まえ計画の見直しを進めます。

オ 里と海のゾーン

- ・島しょ部の緑は、瀬戸内海国立公園として、特色ある浸食地形と一体となった貴重な自然景観を構成していることから、その保護、保全を進めます。

② 緑の要素

ア 緑のシンボルエリア

- ・世界文化遺産姫路城を中心とした周辺区域は、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、眺望景観の整備を図りながら、姫路公園全体として緑の保全、管理を進めます。

イ 核となる緑

- ・手柄山中央公園、朝日山公園、香寺総合公園等の総合公園を中心とした緑は、本市の緑の拠点であり、スポーツ又はレクリエーションの場として活用を進めます。
- ・桜山ダム周辺の自然観察の森等は、豊かな自然環境とのふれあいの場として活用を進めます。

ウ 丘陵等の主な緑

- ・市街地には八丈岩山等の独立丘陵の緑が点在しており、これらの独立丘陵を中心とした市街地内に残る貴重な緑の保全、活用を進めます。

エ 山と海のネットワーク軸

- ・山から海までの各ゾーンの緑をネットワークするもので、貴重なオープンスペースの場であるとともに多様な動植物の生息空間であり、地域の特性を考慮しつつ主要河川における水辺環境の保全を進めます。

オ 緑のネットワーク補完軸

- ・各ゾーンや山と海のネットワーク軸を補完し、緑のネットワークを形成するとともに人々の交流を促すものであり、主要な幹線道路における街路樹等の緑化を進めます。

■ 水と緑の配置(緑の将来像)



（３）自然・田園環境

- ・雪彦山や明神山等の山々、家島諸島など地域固有の自然環境と、世界文化遺産姫路城、置塩城跡、書写山、増位山、広峰山、八丈岩山等の独立丘陵等の歴史的風土は、本市の大きな魅力であるため、各種法指定により開発を抑制するなど保全を図ります。
- ・環境問題への関心の高まりに伴い、企業が植林や里山林の保全等に参加できるよう、ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動を促進します。
- ・自然観察の森、伊勢自然の里・環境学習センターを拠点として、自然環境や生物多様性への意識の高揚を図るとともに、幅広く利用者の参加を促進することで都市部と山間部等との交流の拡大を進めます。
- ・市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川については、治水・利水機能を確保した上で、河畔林の育成やビオトープの保全等を促進します。

（４）公園・緑地

① シンボルや拠点となる公園・緑地の整備

- ・多様な市民ニーズに対応するため、世界文化遺産姫路城を中心とした本市のシンボルゾーンとして姫路公園、都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として手柄山中央公園の整備を図ります。世界文化遺産姫路城及びその周辺区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づく緑の保全管理を進めます。
- ・市川、夢前川等の河川敷を利用した河川緑地や臨海部における公害の防止、緩和と市民の憩いの場として緩衝緑地の良好な維持を図ります。
- ・名古屋霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として整備を図ります。



▲姫路公園

② 身近な公園・緑地の整備

- ・市民に身近な憩いと緑による潤いを与える地域交流の場、災害時における避難場所等を確保するため、市街化が進みつつある地域においては、公園整備の優先度を考慮しながら、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。既成市街地など、面的な緑を新たに増やすことが困難な地域においては、都市公園のみならずスポーツ広場やチビッコ広場等を含めた多様な整備手法により、地域での子育てにも寄与する身近な公園・緑地の確保を図ります。

③ 都市計画公園・緑地の見直しと既設公園の有効活用

- ・本市の都市計画公園・緑地の整備率は約46％（平成26年3月31日現在）であり、長期未整備の公園・緑地が多く残っています。将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地の廃止を含めた都市計画公園・緑地の見直しを行います。
- ・既設公園については、質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討

を進めます。また、老朽化が進む公園施設の効率的な更新や公園利用者の変化やニーズに合わせたリニューアル等を推進します。

（５）都市緑化

- ・兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、公共施設のほか民有地においても壁面緑化や屋上緑化等の建築物緑化、樹木の植栽や駐車場緑化等の敷地内緑化を促進します。
- ・緑のカーテンコンテストやひめじ花と緑のコンクール等の推進、地区計画や緑地協定等の普及啓発を図るなど、多様な手法による市街地における緑の創出を図ります。
- ・船場川や外堀川など市街地内の河川については、貴重な親水空間としての役割に留意した整備を促進するとともに、地域住民との協働による美化浄化活動を促進します。
- ・幹線道路においては、街路樹等の植栽や沿道の敷地内緑化による連続した緑の確保を図ります。街路樹等については、地域住民や事業者との協働による維持管理を推進するため、ひめじ街路樹アダプト制度の普及啓発を進め、活動への参加を促進します。



▲緑のカーテン

4 市街地整備

（１）基本的な考え方

本市は、姫路駅を中心に各種交通機関や商業・業務機能が集中し、播磨地域における社会経済活動の中心地として発展してきました。鉄道と道路とが平面で交差し、中心市街地が南北に分断されているという大きな問題は、鉄道高架事業の完了と環状道路網等の整備が進む中で解消されつつありますが、都心部や副核、地域核における相対的な商業・業務機能の低下や老朽化した建築物の増加が新たな都市問題として顕在化しています。

そのため、今後の市街地整備等に当たっては、既存の都市機能の集積と都市施設を生かした都心部における賑わいの創出と活力の増大、他の主要な鉄道駅周辺における交通施設の再整備や日常生活に必要な機能の充実、密集市街地における防災力の向上など、既成市街地の整備、改善を重点的に進めます。

さらに、地域住民、事業者の参加、協力を得ながら、地区計画制度や各種整備手法を活用し、地域の特性に応じた個性ある都市づくりを推進します。

（２）既成市街地

- ・ J R 姫路駅周辺地区においては、土地区画整理事業や関連道路事業等による面的で総合的な整備を推進するとともに、行政と民間の適切な役割分担の下、キャストイ 21 を推進することにより、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能の集積を図ります。
- ・ 都心部等においては、街なか居住による居住者の増加を図るため、居住環境や利便性の向上等を図るとともに、優良建築物等整備事業等により、老朽化した建築物等の円滑な建替え、改修の促進を検討し、良好な住宅等の供給を図ります。
- ・ 都市軸の形成を図るため、幹線道路の整備等による交通環境及び住環境の改善など、山陽飾磨駅周辺地区の整備を検討します。
- ・ 他の主要な鉄道駅周辺においても駅前広場やアクセス道路の整備、バリアフリー化等を推進し、地域の核となる交通結節機能の向上を図ります。また、J R 網干駅周辺においては、土地区画整理事業を推進します。
- ・ 施設の老朽化が進んでいる中央卸売市場については、適地への移転、建替えを推進するとともに、移転した場合においては、その跡地の利活用を検討します。
- ・ 計画的な道路整備が不十分なまま市街地が形成されている地区については、地区の特性に応じた多様で柔軟な整備手法を検討し、市街地環境の改善を図ります。
- ・ 密集市街地については、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進し、安全な市街地環境への改善を図ります。
- ・ 臨海工業地においては、海・陸交通施設の充実と生産環境の整備により、既存企業の維持、振興と新規企業の立地促進を図ります。大規模工場の移転等が生じる場合には、その跡地の利活用を検討し、望ましい市街地環境への誘導を図ります。

(計画的な再開発が必要な市街地)

- ・土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災力の向上等の整備課題を抱えている一団の市街地を計画的な再開発が必要な市街地として位置付け、特に再開発を促進すべき地域を定めたうえで、特性に応じた整備を進めます。
- ・特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の整備、改善を図ります。

▼計画的な再開発が必要な市街地

A-1 姫路駅北
A-2 駅北・西側
A-3 駅北・東側
A-4 姫路駅南
A-5 駅南・西側
A-6 駅南・東側
A-7 野里
A-8 広畑臨海部
A-9 山電網干周辺
A-10 広畑周辺
A-11 飾磨州辺
A-12 飾磨臨海部
A-13 妻庭・白浜周辺
A-14 大塩周辺
A-15 J R網干周辺
A-16 御着周辺
A-17 大津・勝原周辺

凡 例	
行政区域	-----
都市計画区域	=====
市街化区域	=====
計画的な再開発が必要な市街地	■■■■■



■ 計画的な再開発が必要な市街地

（密集市街地の改善）

- ・老朽木造家屋が密集した防災上の課題を有する密集市街地においては、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進し、安全な市街地環境への改善を図ります。密集した町家等の町並み自体が地域の魅力となっている密集市街地については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等に配慮しながら、安全な市街地環境への改善を図ります。
- ・災害時の被害を最小限にするため、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報の公開を積極的に進めるとともに、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図ります。



（３）進行市街地

- ・既成市街地の周辺で公共施設の整備が十分でないにもかかわらず、市街化が進行している地域や休耕田を含む低未利用地が点在する地域においては、市街地の骨格となる道路、公園等の適正配置のもとに土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、計画的な市街地の形成を図ります。

（４）住環境

- ・街なか居住の促進に当たっては、住宅と商業施設等との適切な共存を誘導するとともに、世界文化遺産姫路城の周辺地区等では、歴史的景観との調和を図ります。
- ・低層・中低層住宅地については、高層マンション等の立地による住環境阻害要因への適切な対策を講じることにより、良好な居住環境の保全を図ります。
- ・土地区画整理事業等の面的整備が実施された住宅地など、敷地規模を有し、敷地内の緑が豊富で建築物の高さもそろっている住宅地については、地区計画制度、建築協定制、緑地協定制等を活用し、良好な居住環境の維持、保全を図ります。郊外に計画的に開発された住宅団地についても地区計画制度を活用し、現在の居住環境の維持、保全を図ります。
- ・新たな住宅開発においては、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好な住環境の形成と快適で安全なまちづくりを促進します。
- ・生活道路が未整備な住宅地においては生活道路の拡幅を支援するなど、地域住民との協働による住環境の改善を図ります。
- ・人口減少や高齢化の進展により更なる管理不全な空き家の増加が予想されるため、地域住民との連携による効果的な空き家対策の検討を行います。
- ・市営住宅については、計画的な建替えや耐震改修、長寿命化等より、安全で安心な住環境の形成を図るとともに、人口減少社会の到来を踏まえた適正な戸数管理を行います。

（良好な住宅市街地の整備）

- ・姫路駅周辺においては、駅前の商業・業務機能との調和を図りつつ、周辺環境を考慮した適正密度で職住の近接した良好な住宅市街地の形成を図ります。
- ・臨海部においては、住民の参画と協働によるまちづくりを推進し、中・低密度な住宅市街地の形成を図ります。
- ・内陸部では、地域の需要を慎重に見極めつつ、主として低密度で良好な市街地の形成を図ります。

5 生活環境

（１）基本的な考え方

下水道は、生活や経済活動により発生する汚水の適切な処理により、公衆衛生の向上と河川、海等の水質を保全するとともに、雨水の円滑な排除による浸水被害を防止する役割を果たしています。本市では、一部の土地区画整理事業区域等を除き処理場や污水管きよの整備は完了していますが、その一方で、施設の老朽化が進むとともに、耐震性能が低いと考えられる施設が多く存在しています。

そのため、今後の下水道整備については、持続可能な生活排水処理に向けた維持管理を重点的に推進するとともに、未整備区域の早期整備とあわせて、浸水被害の発生する区域の雨水排水対策に取り組めます。

また、地球規模に拡大した今日の環境問題に対応するため、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進し、廃棄物を適正に処理できる体制を確保するなど、社会全体で環境負荷を低減する循環型社会の形成を目指した取組を進めます。

（２）下水道・水道

① 汚水・雨水排水対策

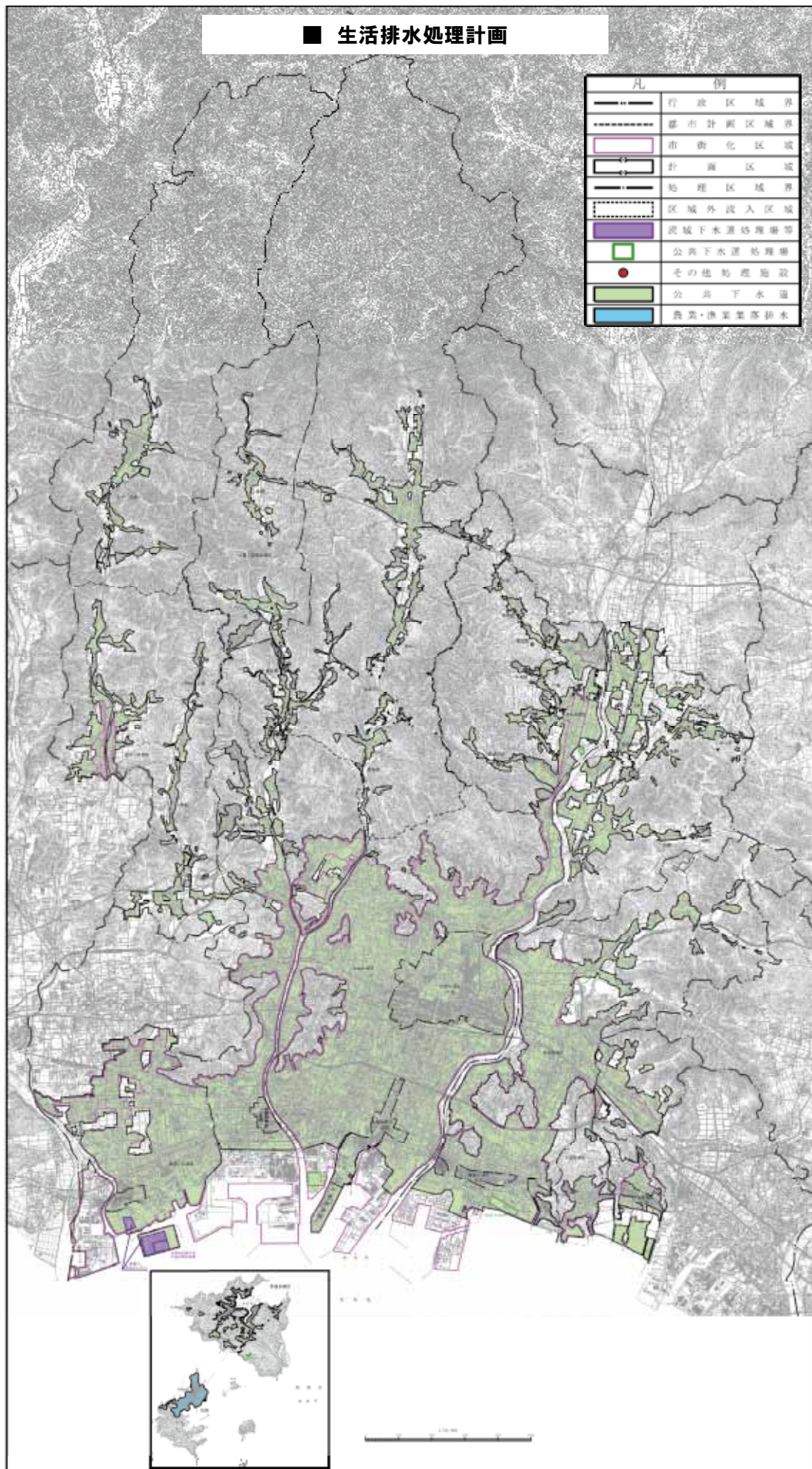
- ・土地区画整理事業等との整合を図りながら公共下水道の未整備区域の早期解消を図るとともに、老朽化した管きよや処理場等の長寿命化、計画的な更新を図ります。
- ・農業集落排水やコミュニティプラントについては、改築更新費用及び維持管理費用の節減を図るため、各施設の趣旨を考慮した上で公共下水道への統合を進めます。
- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大と集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、浸水被害が発生している地区に重点を置いて、雨水幹線を順次整備するとともに、計画的に雨水ポンプや雨水調整池の整備を図ります。また、姫路駅周辺の旧市街地をはじめとする既存合流区域の雨天時の汚濁対策及び雨水排除能力の確保を目的とした合流式下水道の改善を図ります。

② 下水道施設や資源の有効利用

- ・下水道施設の計画見直しに伴い、未利用地等の有効利用を図ります。
- ・下水処理に伴い発生する汚泥の資源化や処理水の利用など、下水道資源の有効利用を図ります。

③ 水道施設の老朽化対策

- ・安定した水道水の供給を行うため、老朽管路の計画的な更新を行います。また、築後50年を超える老朽化した浄水場を中心として、現行の耐震基準に基づいていない拠点施設の耐震性を強化します。



（３）その他の供給処理施設

① ごみ処理施設等

- ・市民、事業者の協力を得て、家庭ごみ分別排出の徹底等によるごみの減量化と再資源化を促進するとともに、一般廃棄物の適正で安定的な処理能力を確保します。
- ・循環型社会の形成を目指した環境発信拠点として、エコパークあぼしの活用を図ります。
- ・ごみ処理施設については、既存施設の長寿命化等を図るとともに、災害対策、省エネルギー、創エネルギー等にも留意しつつ、後継施設の整備を図ります。
- ・し尿処理施設については、公共下水道の普及等による処理量の減少や施設の老朽化を踏まえ、生活環境と公衆衛生の保全に必要な処理体制を確保します。
- ・収集運搬、中間処理、最終処分の各過程における産業廃棄物の適正処理を促進するため、処理業者に対する立入検査、報告徴収など監督強化を図ります。
- ・産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」に基づき、関係住民等の意向を十分に反映させたものとします。

② 卸売市場

- ・施設の老朽化が進んでいる中央卸売市場については、適地への移転又は建替え等を推進し、流通施設の整備拡充等による生鮮食料品の安定供給を図ります。

（４）再生可能エネルギー

- ・低炭素社会の実現やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化等を目指し、日照に恵まれた本市の特性を生かした太陽光発電の普及促進を図ります。
- ・バイオマス等のその他再生可能エネルギーについても、関連する市の事業を進める中で、地域資源活用の観点から導入に向けた調査、研究等を進めます。



▲姫路市防災センターの太陽電池パネル

6 防災

（１）基本的な考え方

阪神・淡路大震災は、大都市直下型の大地震として未曾有の被害をもたらし、都市づくり上の問題点として、住宅構造の耐震力の不足、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の存在、避難空間の不足等が指摘されました。また、東日本大震災では、従前の想定をはるかに超える巨大な津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害の発生をもたらすなど、地震・津波対策のあり方に大きな課題を残しています。

その他、近年では、都市化の進展による保水・遊水機能の低下に加えて、局地的な集中豪雨が多発しているなど災害に対する都市のぜい弱性が顕在化しています。

本市においては、市民が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災等を教訓として改定された「姫路市地域防災計画」に基づき、防災拠点等の整備や建築物の耐震・不燃化等を進めるとともに、道路、公園、河川、上下水道等の都市施設は、防災面を考慮した整備を図ります。特に、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や山崎断層帯地震の大地震や、集中豪雨等による災害に対しては、災害時の被害を最小化する減災対策が重要となるため、減災の視点を取り入れた総合的な災害対策に取り組めます。

（２）防災拠点等

自然の山系や河川、道路及び公園・緑地を防災空間として捉え、これらを骨格とした「防災ブロック」の形成を図るとともに、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」と市域の地域、コミュニティ単位の「防災拠点」とのネットワーク化を図り、体系的な整備を行います。

① 防災ブロックの形成

- ・幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の避難地の体系的な整備を図ります。

② 防災拠点の整備

ア 広域防災拠点

- ・広域的な救援、救護、復旧のための拠点として、手柄山中央公園を広域防災拠点として位置付け、姫路球場等における防災機能の充実を図ります。

イ 地域防災拠点

- ・情報収集・伝達機能を有する支所、出張所と各種応急対策活動を行うオープンスペースを１組として、防災ブロックの防災活動の拠点となる地域防災拠点を整備します。
- ・地域防災拠点は、広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市街地の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積場所、物資の備蓄・保

管場所としての役割を担います。

ウ コミュニティ防災拠点

- ・小学校区を基本とした生活圏において、圏内の中心となるコミュニティ防災拠点を小学校に整備します。
- ・コミュニティ防災拠点は、災害時には地区（小学校区）住民の避難及び防災活動の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点としての役割を担います。

エ 災害時帰宅困難者の対応施設

- ・JR姫路駅においては、災害時の帰宅困難者に対応するため、交通事業者との緊密な連携を図るとともに、帰宅困難者等の対応が可能な施設の確保を図ります。



▲姫路駅北駅前広場東側一般車乗降場
(帰宅困難者等の支援対策施設)

(3) 震災対策

① 建築物の耐震・不燃化

- ・庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や市民が多く集まる公共建築物等の耐震診断・改修等を推進するとともに、「姫路市耐震改修促進計画」に基づく耐震診断等により、民間既存建築物の耐震化を促進します。
- ・都市機能が集積する都心部等では、火災による被害の拡大を防ぐため、防火地域・準防火地域制度の活用により建築物の不燃化や防火性能の向上を促進します。

② 交通関係施設とライフラインの整備

- ・緊急輸送など災害時に活用できる道路施設の整備を図るとともに、震災のため陸上交通が渋滞等により麻痺した場合において、陸上交通の代替ルートを確保するため、ヘリコプター等の海や空からのアクセスを確保します。
- ・安全で良質な水道水の安定供給のため、主要浄水場や配水幹線など水道施設の耐震化を図るとともに、広域的な相互応援体制を確立します。下水道施設についても処理施設の耐震化等を図ります。

③ 宅地の耐震化

- ・大地震が発生した場合に大きな被害が生ずる恐れがある大規模盛土造成地を把握し、住民への情報提供等を図ります。

(4) 津波避難対策

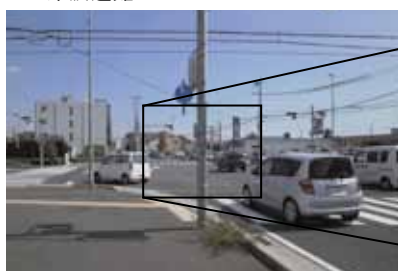
- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震が発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が想定されます。特に津波による大きな被害の発生が想定されるため、海岸堤防

や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強の促進、避難場所や避難路の計画的な整備等を図ります。

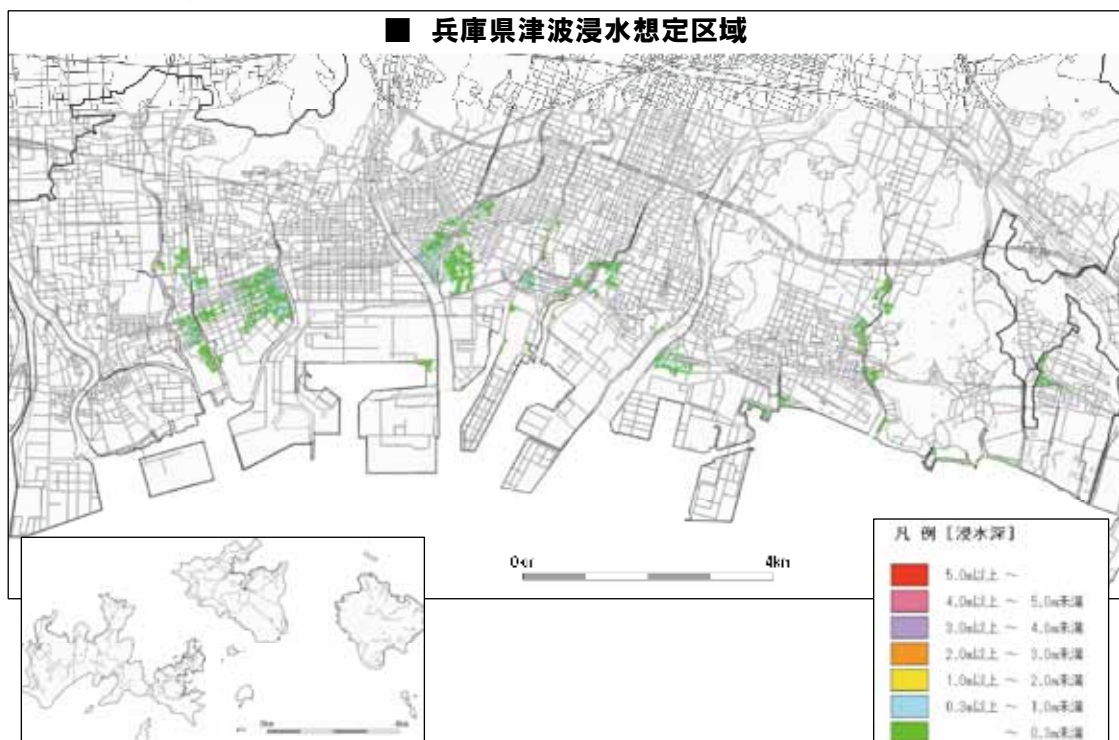
- ・兵庫県の南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーションによる津波浸水想定図に基づいた区域（最大クラスの津波が一定の条件下において発生した場合に想定される浸水の区域）を避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）に指定します。避難対象地区においては、地域住民等が参画した津波避難計画を策定するとともに、津波避難計画に基づく避難場所の整備や安全な避難路の確保を図ります。
- ・津波接近時の安全対策として、災害時要援護者や救助活動に従事する者等が緊急的に一時避難するための津波避難ビルの確保を推進します。
- ・南海トラフ地震に対する地域住民等の防災意識の向上を図るとともに、津波警報等の迅速な伝達を行うため、ICTを活用した情報伝達手段の整備を検討します。



▲津波避難ビル



▲標高表示



（５）風水害対策

① 総合治水対策

- ・主要河川である一級河川及び二級河川については、自然が持つ保水・遊水機能の低下による浸水等の被害に対応するため、国や県に対し河川改修の促進を求めるとともに、一・二級河川のうち市が主体的に事業に取り組む河川については、都市基盤河川事業として、市街地の治水の向上と生態系や自然環境に配慮した整備を図ります。また、準用河川や普通河川については、安全で快適な市民生活を確保するため、浸水被害を軽減する拡幅改修や老朽化した護岸の改修等を推進するとともに、局地的な集中豪雨に対応するため、下水道事業と連携しながら雨水貯留施設や排水ポンプ場等の整備を図ります。
- ・河川・下水道対策にあわせて、流域の保水・遊水機能を確保する流域対策や浸水被害が発生した場合にもその被害軽減を図る減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を、関係機関や地域住民との連携を図りながら進めます。
- ・集中豪雨等による浸水被害時の減災対策として、自宅等から避難所に避難する「水平避難」すべき地域と、建築物の２階以上に避難する「垂直避難」で安全を確保できる地域を明確に示し、地域ごとの浸水状況を踏まえた避難方法の周知を図ります。
- ・一定規模以上の開発行為における調整池の設置を促進するとともに、市街化区域内農地の活用を図るなど、市街地における雨水貯留浸透機能の確保を図ります。
- ・地震や風水害に備えて老朽化したため池等の防災機能を高め、災害に強い農山漁村づくりを推進します。

② 土砂災害対策

- ・土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備とともに、山麓部については、土砂崩れ等の災害を未然に防止するため、森林の保全と自然環境の防災機能の強化を図ります。また、治山治水対策事業による災害被災現場の早期復旧、今後の被害拡大防止を図ります。
- ・砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害危険箇所の対策を促進します。



▲治山工事後の現場

（６）その他減災対策

- ・管理が放棄された老朽危険空き家の増加に対応するため、地域住民との連携による効果的な空き家対策を検討します。
- ・地域住民の自発的な連携意識に支えられたコミュニティ活動の活性化を図り、ハザードマップの作成や姫路市防災マップづくり事業等を通じて、地域や家庭における防災意識の向上を図ります。

7 景観

（１）基本的な考え方

本市の景観は、世界文化遺産姫路城に代表される歴史的景観、緑豊かな丘陵や播磨灘、姫路平野等の自然的景観、市街地等の都市的景観でおおむね構成されており、それぞれが姫路の個性を表現しています。これらの景観資源を生かし、より良好な個性ある景観を形成するためには、自然環境や歴史的遺産と都市機能が調和した姫路らしい都市景観の形成が求められます。

そのため本市では、昭和 62 年に「姫路市都市景観条例」を制定し、都市景観形成地区や都市景観重要建築物等の指定を行うとともに、都市景観形成市民団体の認定や都市景観賞の授与等の施策を総合的に展開してきました。

また、平成 19 年には、市内全域を景観計画区域に設定した景観計画を策定（平成 22 年・24 年改定）し、地域特性に応じた景観形成を推進するため、重点的に景観形成を図る区域として、都市景観形成地区に加えて歴史的町並み景観形成地区と風景形成地域を定めています。

今後とも、景観計画に基づく都市景観形成地区等において良好な景観形成を誘導し、景観に配慮した公共空間の整備を図るとともに、古きよきものと新しいものが調和した未来につながる、より姫路らしい都市景観の創出を図ります。

特に、姫路城周辺地区については、世界文化遺産にふさわしい景観形成を図るとともに、旧街道等の古道沿いに残る歴史的な町並みや建造物については、地域の魅力としての活用を図りながら良好な景観を保全、創出していきます。

また、地域住民の自主的な景観形成の取組を促すため、継続的に景観に対する意識の高揚を図ります。

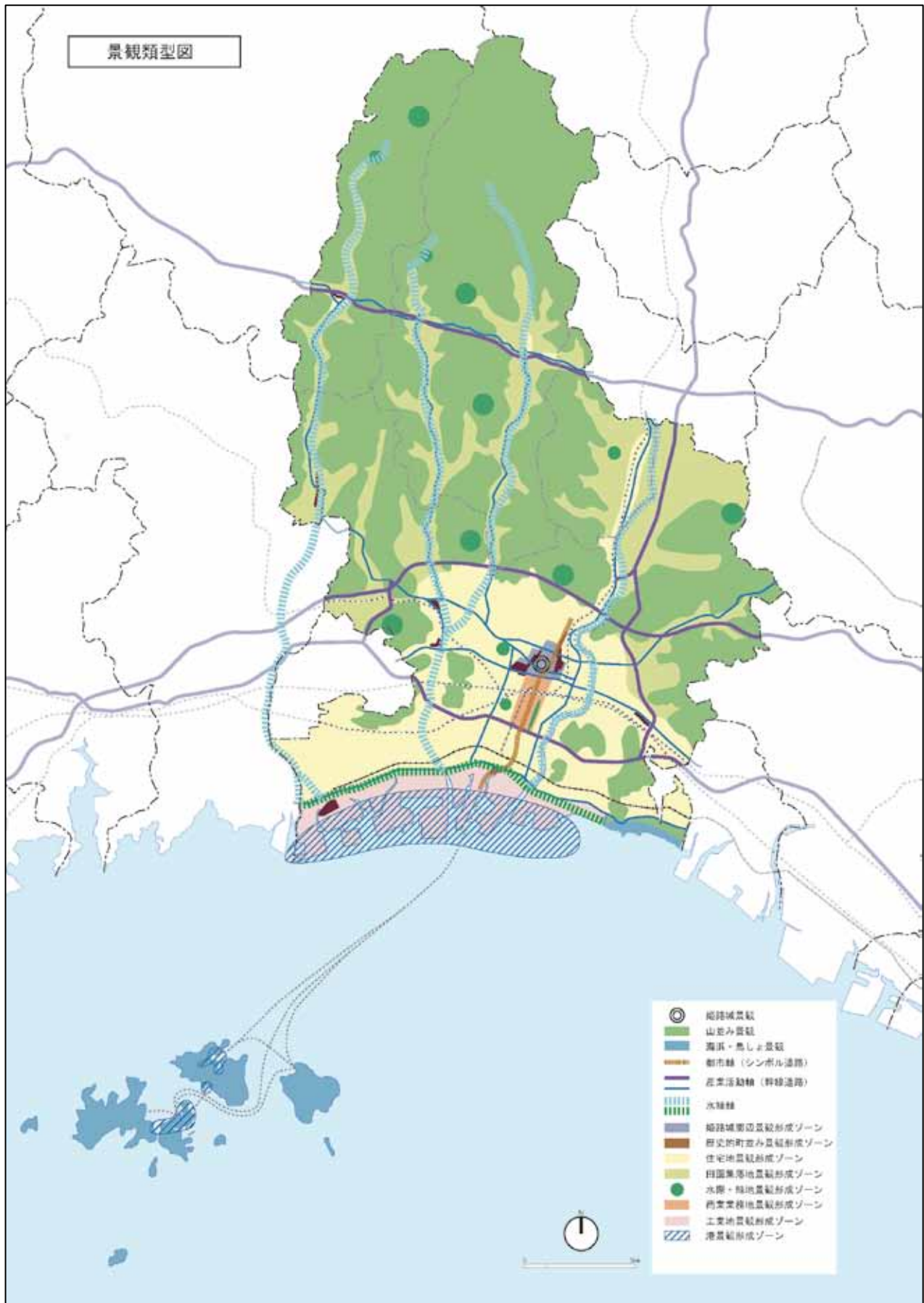
（２）景観構造と景観類型

景観は、市民が愛着と親しみを持つ景観、都心の商業業務地の景観、自然景観など、景観を構成する要素やそれを捉える視覚的広がり等により多様な展開をみせます。この多様な景観を市域全体で構造化することにより、景観特性が理解、把握しやすくなります。

本市の景観を景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観に構造化し、各景観構造について景観類型ごとの方針を定め、その実現を図ります。

■ 景観構造と景観類型

景観構造	景観類型	方針
景観核	都市景観核	・周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全、活用を図る。
	地域景観核	・個性的で魅力ある景観形成を進めるため、地域らしさを醸し出している景観資源の保全、活用を図る。
景観軸	都市軸 （シンボル道路）	・植栽による豊かな緑とデザインされた沿道建築物等により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出する。 ・都市軸として、風格と調和の中にも、にぎわい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出する。
	産業活動軸 （幹線道路）	・沿道地区の性格や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、にぎわい、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図る。 ・道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図る。
	水緑軸	・市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、自然とアメニティあふれる景観の形成を図る。 ・市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。 ・河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。
ゾーン景観	姫路城周辺景観形成ゾーン	・姫路城とそれを囲む区域の史跡を復元、修復するとともに、市民の余暇・文化活動拠点としての施設を充実させ、優れた景観の保全、育成を図る。 ・姫路城を核とした水と緑のうるおいある美しい景観の形成を図る。 ・周辺市街地では、多様な地区特性に応じた景観形成を図るとともに、姫路城と調和した風格ある景観の形成を図る。 ・都市イメージの向上に向けて、国内外からの観光・レクリエーション利用を促進する。
	歴史的町並み景観形成ゾーン	・姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図る。 ・歴史・文化的に価値のある建築物等について、保存や修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図る。
	住宅地景観形成ゾーン	・既成市街地の住宅地では、宅地の細分化を防ぎ、緑を保全し、美しいまちなみを育成する。 ・周辺部の市街化途上にある住宅地では、周辺の田園や山並みなどとの調和に配慮しつつ、基盤の整ったゆとりとうるおいのある住宅地を形成する。 ・新規の住宅地では、まちなみに配慮した住環境整備を進め、魅力的な美しい景観の形成を図る。
	田園集落地景観形成ゾーン	・農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持、発揮する。 ・田園環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図る。
	水際・緑地景観形成ゾーン	・自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備、維持管理を図る。
	商業業務地景観形成ゾーン	・都心の商業業務地では、都心機能やにぎわいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図る。 ・地域の商業業務地では、商業施設相互の調和を図るとともに、地域のまちづくり活動とも連携し、個性と親しみのある景観の形成を図る。
	工業地景観形成ゾーン	・工業の特徴や立地条件を生かし、秩序と活力ある工業地景観の形成を図る。 ・オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図る。
	港景観形成ゾーン	・姫路港では、都市・産業活動を支える基盤として、活力ある港を整備するとともに、港や海に親しむ場や機会を創出し、海の玄関にふさわしい港景観の形成を図る。 ・家島の港では、島の暮らしや伝統を尊重しつつ、港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成を図る。
眺望景観	姫路城景観	・姫路城の美しい眺望景観を保全、育成する。 ・姫路城をシンボルとした都市空間を創出する。
	山並み景観	・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形作る山並み景観を保全、育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制、誘導を図る。
	海浜・島しょ景観	・自然海浜や島しょ部の瀬戸内らしい景観を保全、育成する。特に島しょ部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全、育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとする。



景観類型

出典：姫路市都市景観形成基本計画（平成19年3月）

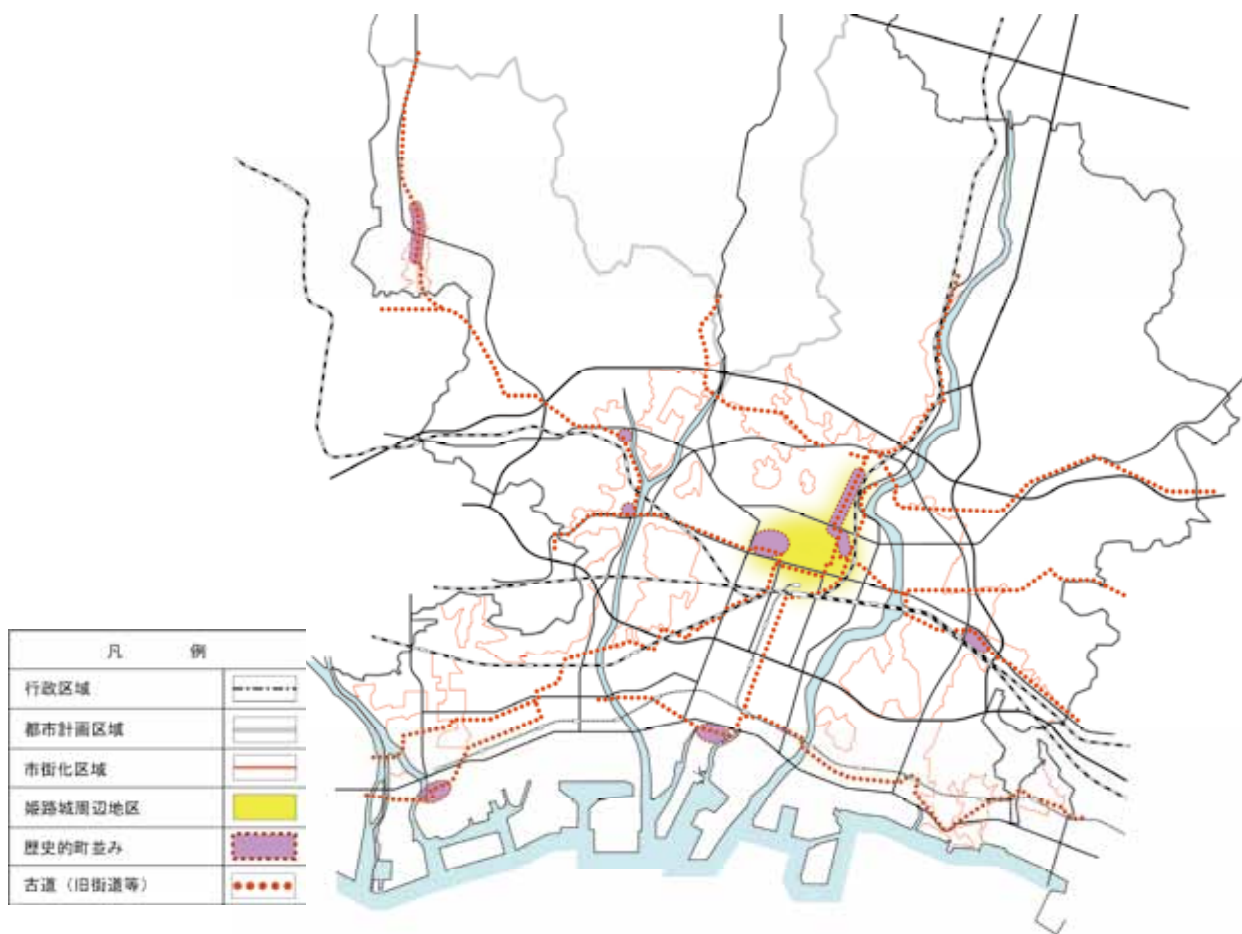
（３）景観形成

① 姫路城周辺地区の景観形成

- ・世界文化遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区を、重点的に景観形成を図る地区として位置付け、城と調和した風格ある景観の形成と城に配慮した眺望景観を保全するため、建築物等の適切な誘導とあわせて、良好な広告景観の形成を図ります。
- ・「歴史のみち」の整備を推進するとともに、城下町にふさわしい沿道景観の創出を図ります。
- ・ひめじ城下町再生プランとして、町家の利活用や町並みの形成など姫路城下町の再生を図ります。

② 歴史的な町並み景観の保全

- ・世界文化遺産姫路城の城下町のほか、陣屋町や街道筋に残る宿場町、港町など情趣ある歴史的な町並みを歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、良好な歴史的景観の保全、継承を図るとともに、景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定し、その保存を図ります。
- ・良好な景観形成に重要な歴史的建築物の保存、修景の支援や道路等の景観整備を図るとともに、地域の魅力やまちづくりへの活用を図ります。



■ 姫路城周辺地区と歴史的町並み

③ 魅力ある都市空間の創出

- ・都市景観形成地区等の指定により、区域内の建築行為等に対して景観形成基準に基づく助言、指導等を行うほか、区域外においても大規模建築物等の適切な誘導を図ります。
- ・都市景観形成地区等の重点的に景観形成を図る区域においては、「姫路市都市景観条例」に基づくデザイン事前協議制度により、専門家の意見を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。
- ・幹線道路の無電柱化を推進し、良好な都市景観やゆとりと潤いのある歩行者空間の形成を図ります。
- ・「姫路市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物の許可申請等に対する適切な指導、はり紙や立看板等の違反広告物の除却を行い、良好な広告景観の形成を図ります。
- ・公共サインガイドラインを踏まえ、外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識等、統一感があり、わかりやすい公共サインの整備を図ります。
- ・自然環境や省エネルギーにも配慮した効果的な照明により、昼間の景観とは違った光による魅力的な夜間景観の創出を図ります。

④ 市民参加による景観形成

- ・優れた都市景観の形成に寄与している建築物等を評価、奨励する取組やシンポジウム等のイベントの実施、景観資源を市民とともに発掘・共有する取組を推進するなど、景観に対する市民意識の醸成を図ります。
- ・地域の良好な景観形成に取り組んでいる市民団体等の活動を支援するなど、住民等による自主的な景観まちづくり活動を促進します。